

# 山口県報

令和7年  
4月11日  
(金曜日)

## 目次

○告示	一
救急病院の認定(医療政策課)	一
解除予定保安林(森林整備課)	一
保安林予定森林(萩市)(森林整備課)	二
保安林の指定(周南市)(森林整備課)	二
○公安委告示	二
技能検定員審査の実施	二
教習指導員審査の実施	四

## 山口県告示第百三十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年四月十一日

名 称 所在地 認定が効力を有する期限  
光市立光総合病院 光市光ヶ丘六番一号 令和一〇、四、三〇

山口県知事 村岡 嗣 政

## 山口県告示第百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和七年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除予定保安林の所在場所  
萩市大字佐々並字下開作三五三八の一
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

- 解除予定保安林の所在場所  
宇部市大字善和字大日二〇三の二八八(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
火葬場用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

- 解除予定保安林の所在場所  
宇部市大字善和字大日二〇三の二八八(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 解除の理由  
都道府県立公園事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

- 萩市大字山田字高岸五六五一、五六五三、一二四一八、一二四一八の二二、一二四二一、一二四二二の一、一二四二二の二、一三〇〇の一、一三二八四、字岸田五六八九、一二三八一の一、一二三八二の二、一二三八三の三、一二三八三の一、一三〇〇六、字菅田五六九一の六、五六九九、一二三八四の一、一二三八五、一二三八九の一、一三〇一〇の一、字菅ヶ迫五七〇一、一二三八六、一二三八八の一、一二三九〇の一、一二三九〇の三、字滝ヶ迫五七〇七の一、五七〇七の二、五七〇七の四、一二〇四九の一三、一二三九一、字市葉山五七二一、一二四〇九、一二四一一の一、一二四一二の三、一二四一三、一二四一五の一、一三〇〇四、一三〇二〇、字台ヶ迫一二三九四、一二三九五、一三〇一六、字下り松一二四一七、字葛根ヶ迫一二四一八の九、一二四一八の一〇、一二四一八の二二、一二四一八の四、一二四一八の一六、一二四一八の一七、一二四一八の二〇、一二四一八の二四、字梶ヶ平一二四二四の一、一二四三〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

- 周南市大字八代字大楽寺一〇一二七、一〇一二八の一、字敷巻一〇一三〇の一、一〇一三〇の二、一〇一三一の一、一〇一三二の二、一〇一三二の一、一〇一三二の二、一〇一三三の一、一〇一三五、一〇一三七の一、一〇一三七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
周南市大字八代字大楽寺一〇一二八の一・字敷巻一〇一三七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）



山口県公安委員会告示第十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和七年四月十一日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)、技能検定員審査(牽引)、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の期日及び場所

(一) 期日 令和七年五月十三日(火曜日)から同月二十二日(木曜日)までの間に於いて山口県公安委員会が指定する日

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和七年四月十四日(月曜日)から同月二十三日(水曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。)

(二) 次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれ次に定める書面

- 1 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種) 規則第十七条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- 2 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種) 以外の審査の種類 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示すること。

七 審査手数料

次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれ次に定める額に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

(一) 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)及び技能検定員審査(準中型) 二万三千七百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千八百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千三百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円
備考 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。	
(二) 技能検定員審査(普通) 一万九千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)	
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千六百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千二百五十円

三	教則の内容となっている事項	二千円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五	技能検定の実施に関する知識	千八百五十円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
備考	普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	
一	技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百円
二	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	千九百円
三	教則の内容となっている事項	二千円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五	技能検定の実施に関する知識	二千五百五十円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千四百円
備考	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

四	技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)	二万二千二百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千二百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)
備考	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。	
一	技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千七百五十円
三	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百五十円
四	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千六百元
備考	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一 九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和七年四月十一日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
  - 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教

習指導員審査(普通二種)、教習指導員審査(牽引)、教習指導員審査(大型二種)、  
教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

二 審査の期日及び場所

(一) 期日 令和七年五月二十六日(月曜日)から同年六月五日(木曜日)までの間に  
おいて山口県公安委員会が指定する日

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和七年四月十四日(月曜日)から同月二十三日(水曜日)までの午前八時三十分  
から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員  
会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。

(二) 次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれ次に定める書面

1 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審  
査(普通二種) 規則第十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する  
者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

2 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審  
査(普通二種) 以外の審査の種類 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のい  
ずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを  
証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮  
影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車  
を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証又は当該  
免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示すること。

七 審査手数料

次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれ次に定める額に相当する山口県収入  
証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

(一) 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)及び教習指導員審査(準中  
型) 一万五千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免  
除される者であるときは、それぞれ一万五千円から同表の下欄に掲げる額を減じ

た額)

審査細目

減ずる額

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能

三千八百円

二 技能教習に必要な教習の技能

千四百円

三 学科教習に必要な教習の技能

千三百円

四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識

千六百元

五 自動車教習所に関する法令についての知識

千六百元

六 教習指導員として必要な教育についての知識

千五百五十円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けよう  
とする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるとき  
は更に三千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であ  
るときは更に二百円を減ずるものとする。

(二) 教習指導員審査(普通) 一万二千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目  
についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千円から同表の下欄  
に掲げる額を減じた額)

審査細目

減ずる額

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能

三千六百五十円

二 技能教習に必要な教習の技能

千三百円

三 学科教習に必要な教習の技能

千二百五十円

四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識

千三百五十円

五 自動車教習所に関する法令についての知識

千三百五十円



六	教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円
備考	普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。	
一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百円
二	技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考	<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千三百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。</p> <p>(四) 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種) 一万二千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)</p>	

一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二	技能教習に必要な教習の技能	二百円
三	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千六百元
備考	<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。</p>	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一 九七三―二九〇〇)にすること。

令和七年四月十一日印刷  
令和七年四月十一日発行

発行所 山口県庁  
山口県知事